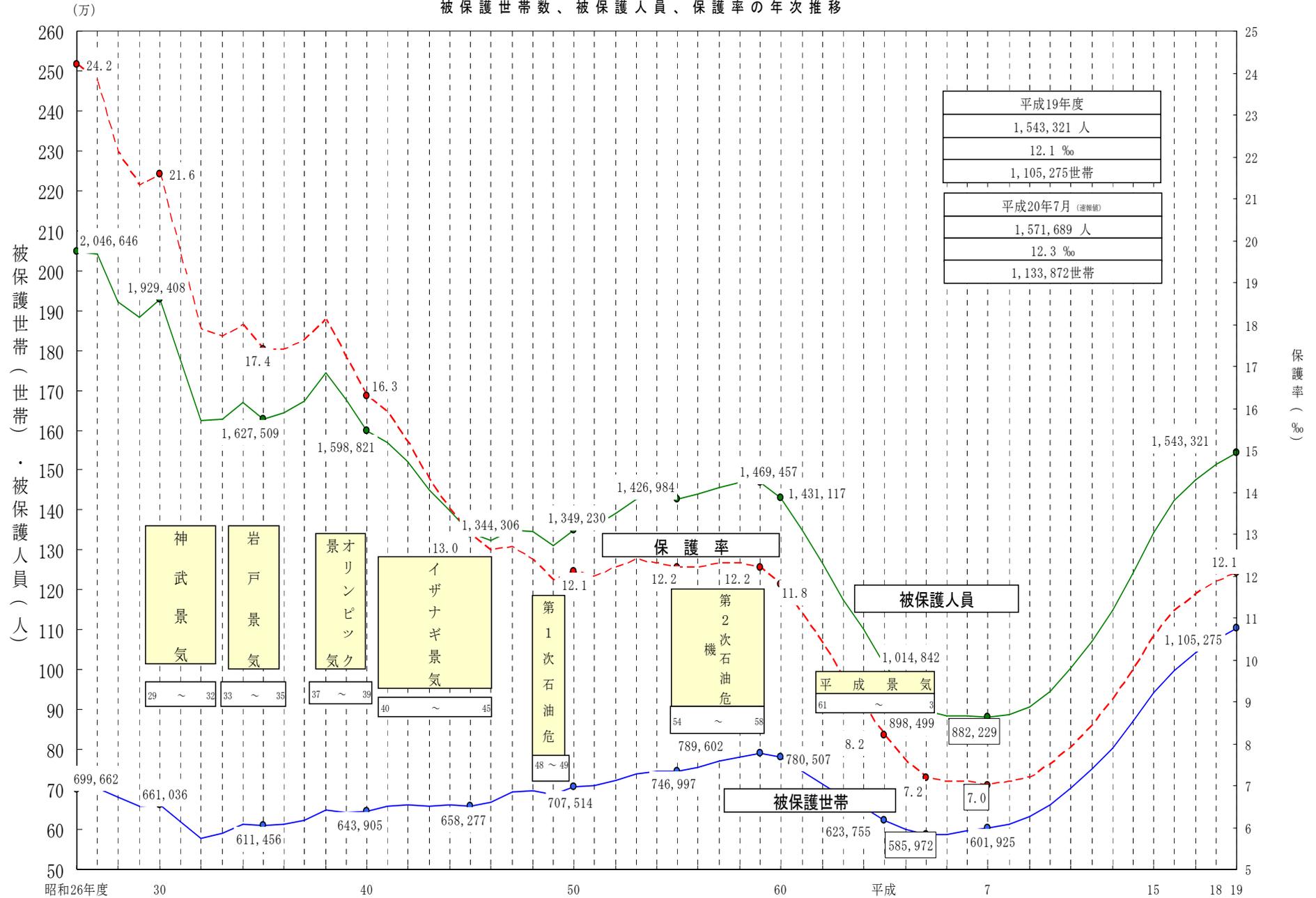


# 全国の自立支援プログラムの取組状況について

厚生労働省社会・援護局保護課

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



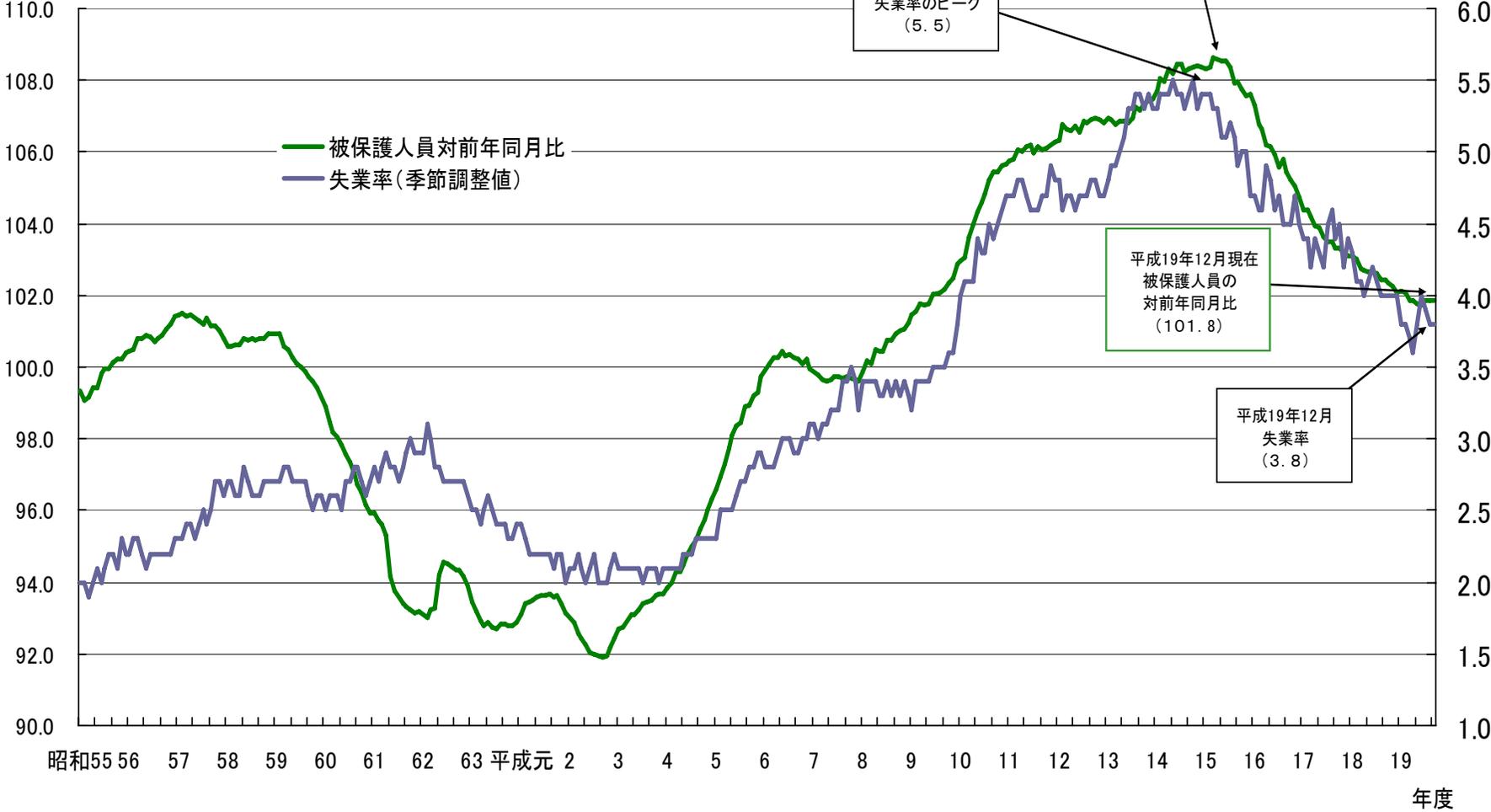
平成19年度
1,543,321 人
12.1 %
1,105,275世帯
平成20年7月 (速報値)
1,571,689 人
12.3 %
1,133,872世帯

資料：福祉行政報告例

# 被保護人員の伸び率と失業率の推移

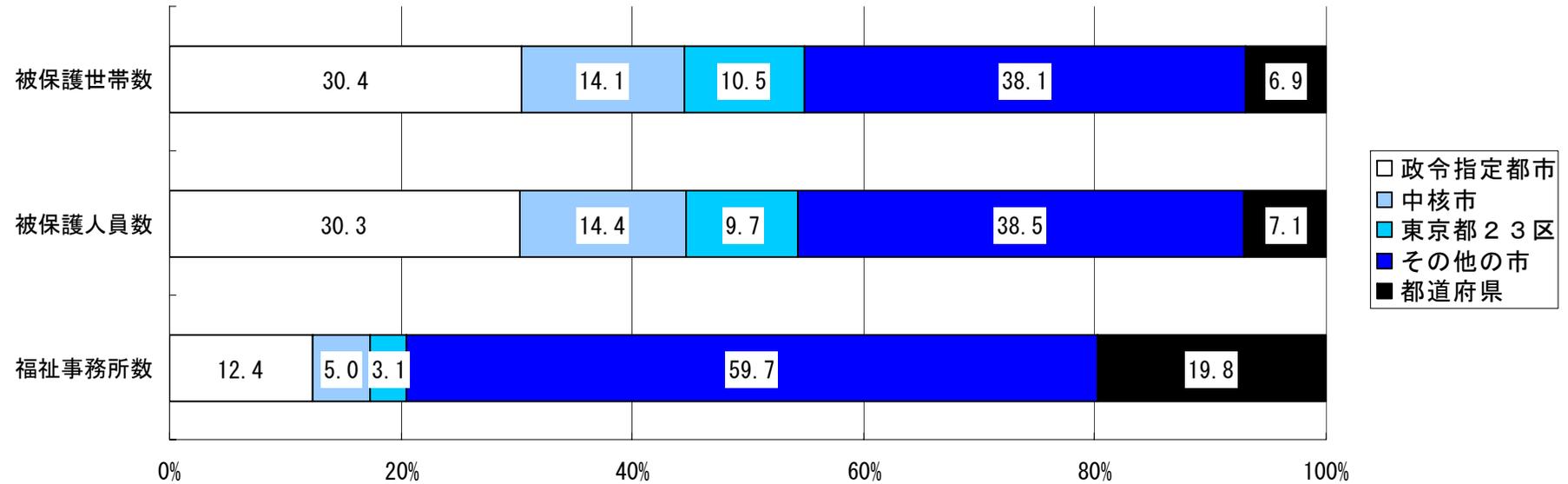
被保護人員対前年同月比 (%)

失業率



## 地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例(平成18年度)  
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

## 地域別保護率の比較

平成7年度			
	‰		‰
全 国	7.0	鳥 取 県	6.1
福 岡 県	16.4	佐 賀 県	5.8
北 海 道	15.4	神 奈 川 県	5.7
高 知 県	15.3	岩 手 県	5.2
京 都 府	14.3	三 重 県	4.7
沖 縄 県	12.9	島 根 県	4.5
大 阪 府	11.4	滋 賀 県	4.2
徳 島 県	11.3	宮 城 県	4.1
青 森 県	11.0	福 島 県	4.0
長 崎 県	10.8	山 形 県	3.4
鹿 児 島 県	10.5	愛 知 県	3.4
大 分 県	9.4	千 葉 県	3.2
宮 崎 県	8.5	新 潟 県	3.2
東 京 都	8.1	茨 城 県	3.1
兵 庫 県	7.9	栃 木 県	3.1
奈 良 県	7.8	埼 玉 県	3.1
山 口 県	7.8	石 川 県	2.7
愛 媛 県	7.8	群 馬 県	2.6
熊 本 県	7.5	長 野 県	2.3
香 川 県	7.4	山 梨 県	2.2
和 歌 山 県	7.3	静 岡 県	2.2
秋 田 県	7.0	福 井 県	2.1
岡 山 県	6.9	富 山 県	2.0
広 島 県	6.3	岐 阜 県	2.0

平成18年度			
	‰		‰
全 国	11.8	熊 本 県	8.8
大 阪 府	25.1	宮 城 県	8.2
北 海 道	24.2	岩 手 県	8.1
高 知 県	21.1	千 葉 県	8.1
京 都 府	19.1	鳥 取 県	7.9
福 岡 県	18.5	埼 玉 県	7.5
青 森 県	17.0	佐 賀 県	7.2
沖 縄 県	16.3	福 島 県	7.2
長 崎 県	15.8	三 重 県	7.0
東 京 都	15.6	栃 木 県	6.6
鹿 児 島 県	14.8	愛 知 県	6.0
徳 島 県	14.6	島 根 県	5.8
兵 庫 県	14.4	滋 賀 県	5.7
大 分 県	13.3	新 潟 県	5.7
神 奈 川 県	11.8	茨 城 県	5.4
広 島 県	11.7	石 川 県	4.5
和 歌 山 県	11.4	静 岡 県	4.4
宮 崎 県	11.2	群 馬 県	4.3
秋 田 県	11.1	山 形 県	4.2
奈 良 県	11.1	山 梨 県	4.0
愛 媛 県	10.8	長 野 県	3.3
山 口 県	10.4	岐 阜 県	3.2
岡 山 県	10.0	福 井 県	2.7
香 川 県	9.4	富 山 県	2.3

資料：福祉行政報告例 注：指定都市・中核市は都道府県に含む。

## 指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

平成18年度	
	‰
大阪市	41.8
札幌市	27.4
神戸市	26.7
京都市	26.2
福岡市	18.7
川崎市	17.9
広島市	15.5
横浜市	13.8
千葉市	12.9
名古屋市	12.8
北九州市	12.8
仙台市	10.7

資料：福祉行政報告例

注：さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

保護費の構図  
(平成20年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額:2兆6,225億円				
生活扶助 8,557億円 32.6%	住宅扶助 3,700億円 14.1%	医療扶助 1兆3,063億円 49.8%	介護扶助 624億円 2.4%	その他 281億円 1.1%

※国庫負担額は上記の3/4である。

# 生活保護制度の見直しと自立支援プログラム

## 1 生活保護制度の見直しの概要

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)を踏まえ、社会経済情勢、家族形態の変貌等に対応するため、生活保護基準や制度・運用の在り方と自立支援の見直しを実施

○現在の生活保護の制度や運用の在り方で生活困窮者を十分支えられているか

○経済的な給付だけでは被保護世帯の抱える問題への対応に限界があるのではないか

○担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないか

○自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分であるか

○生活保護基準の在り方の見直し

- ・生活扶助基準の5年に一度の定期的検証
- ・老齢加算の段階的廃止
- ・母子加算の見直し
- ・高校就学費用の給付 等

○制度・運用の在り方と自立支援の見直し

- ・自立支援プログラムの導入
- ・実施体制の整備
- ・資産、能力の活用等の在り方の見直し 等

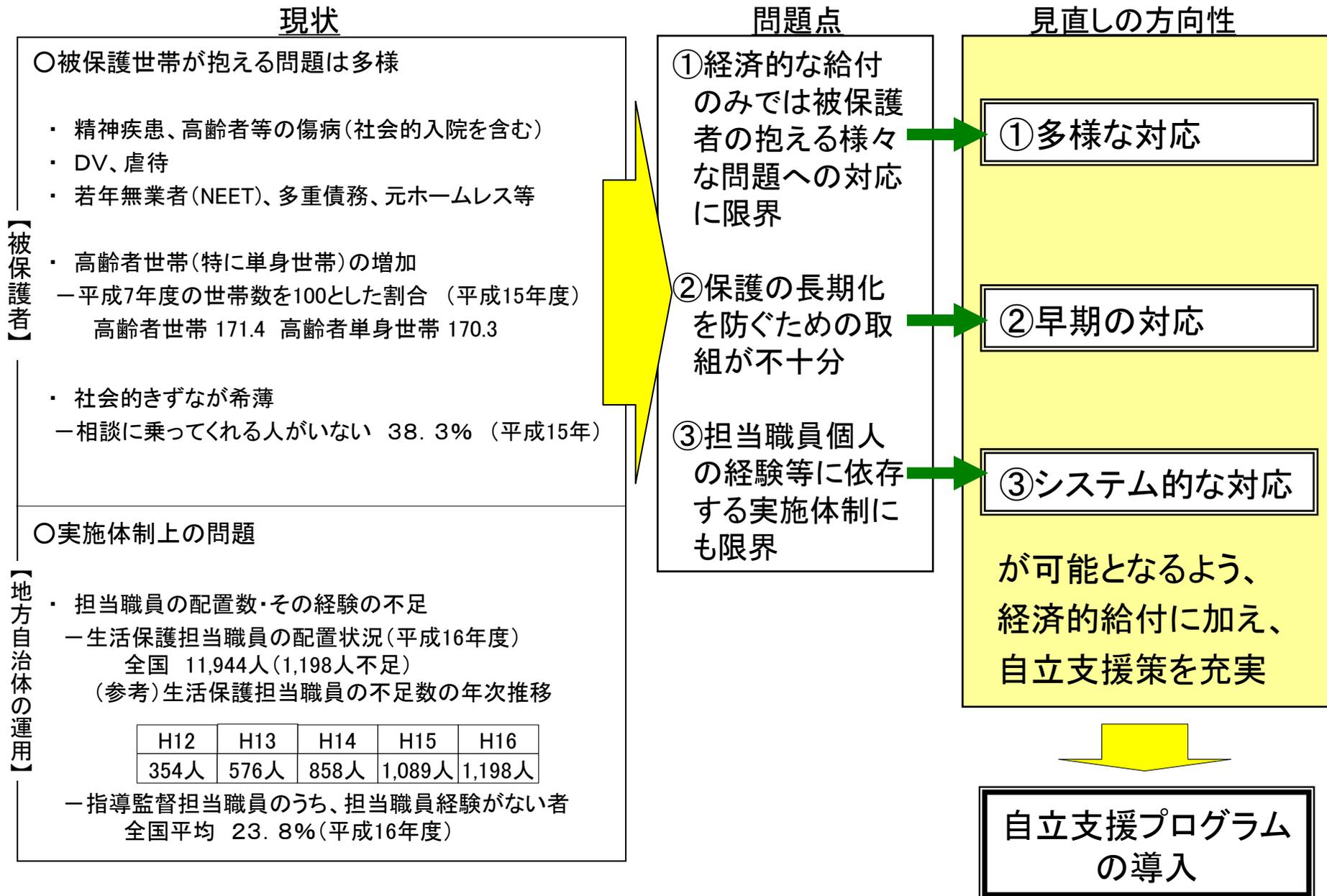
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)

(平成16年6月4日閣議決定)

(生活保護の見直し)

・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。7

## 2 現状と見直しの方向性



### 3 自立支援プログラムの基本方針

#### 1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する自立支援の具体的内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

#### 2 自立の概念

##### ○ 経済自立… 就労による経済的自立

(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム

##### ○ 日常生活自立… 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること

(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム

##### ○ 社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

#### 3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用

## 4 自立支援プログラムの運用方針

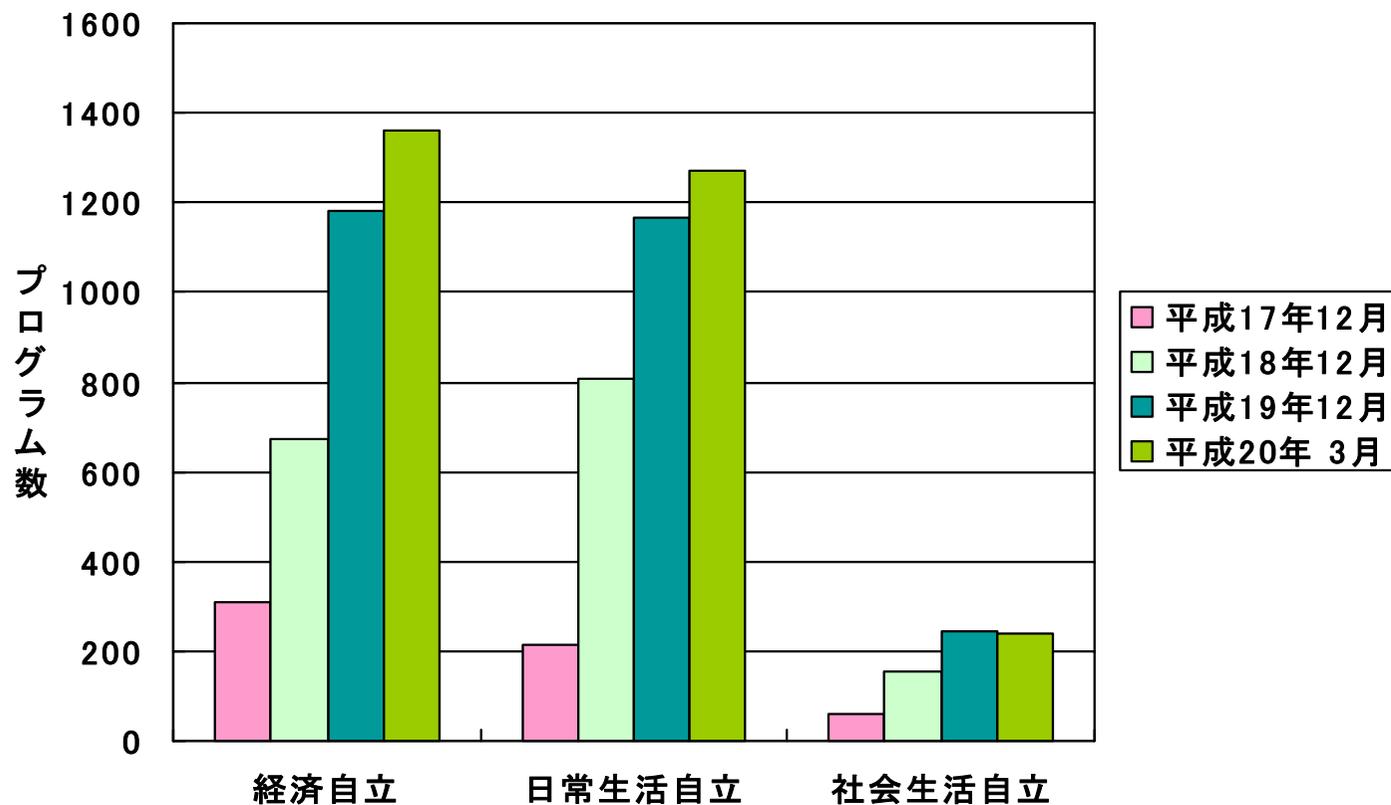
### 【 平成18年度の運用方針 】

- 全自治体で、自立支援プログラムを少なくとも1つ策定

### 【 平成19年度の運用方針 】

- 全自治体で、就労支援に関するプログラムを策定
  - ・ 就労支援に関する個別支援プログラムの策定・実施は、生活保護受給者の経済自立に成果が認められる。
- 生活保護受給者等就労支援事業の積極的な活用
  - ・ 支援開始者数に対する就職者数の割合が、約50%(平成17年6月から平成18年12月)と、一定の効果が期待できる。
- 稼働能力判定会議の設置
  - ・ 就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要
  - ・ 稼働能力判定会議で、稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効

## 5 自立支援プログラムの策定状況



	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月		平成20年3月	
	プログラム数	割合	プログラム数	割合	プログラム数	割合	プログラム数	割合
策定済み個別支援プログラム	585	100.0%	1,638	100.0%	2,592	100.0%	2,869	100.0%
経済自立に関するもの	311	53.2%	675	41.2%	1,183	45.6%	1,360	47.4%
日常生活自立に関するもの	214	36.6%	808	49.3%	1,165	45.0%	1,269	44.2%
社会生活自立に関するもの	60	10.2%	155	9.5%	244	9.4%	240	8.4%

※ 一自治体で、複数のプログラムを作成している場合がある。

## 6 就労支援プログラムの策定状況

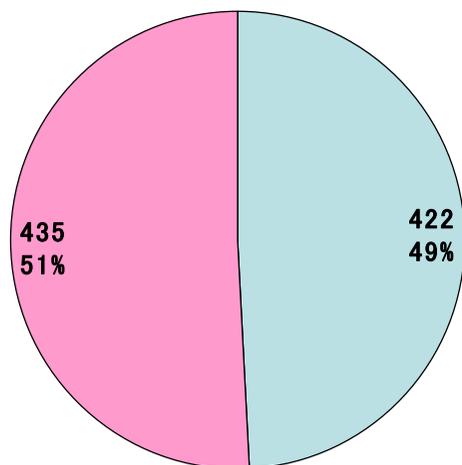
### 【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

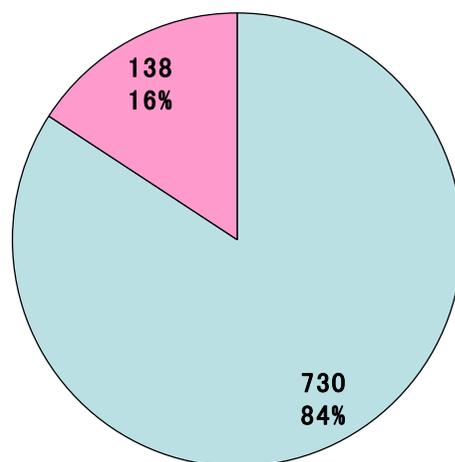
### 【就労支援に関するプログラム策定状況】

	平成18年12月		平成19年12月		平成20年3月	
	数	割合	数	割合	数	割合
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%	834	96.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%	34	3.9%

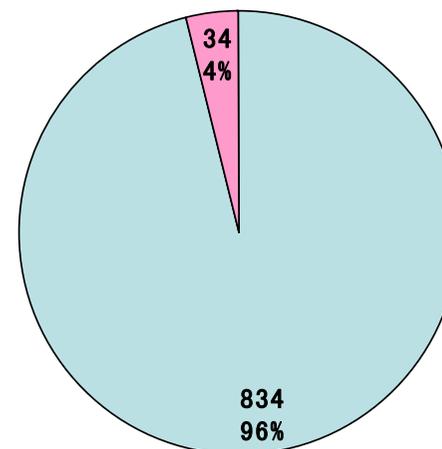
【平成18年12月】



【平成19年12月】



【平成20年3月】



■ 策定済自治体  
■ 未策定自治体

## 7 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業(平成17年度～)

### 福祉事務所

- 生活保護受給者の中から、支援対象者を選定し、ハローワークへ支援要請
- 支援対象者は、稼働能力を有し、就労意欲が高い者(リストラされた者、母子家庭の母等)で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者



### ハローワーク

#### I 就労支援メニュー選定チームの設置

- 就労支援チームの構成メンバー
  - ・ 安定所担当就労支援ナビゲーター(全国のハローワークに319名配置)等
  - ・ 福祉事務所担当コーディネーター(各福祉事務所職員であるSV、CW)
- 支援対象者と面接し、支援対象者の態様に応じた5つの支援メニューから選定し、支援を実施



#### II 5つの支援メニューによる具体的な支援を実施

①就労支援ナビゲーターのマンツーマンによる就職支援	②トライアル雇用の活用	③公共職業訓練の受講あっせん	④生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨	⑤一般の職業相談・紹介
---------------------------	-------------	----------------	----------------------------	-------------

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況

	支援対象者数 ①	就職者数 ②	就職率 ②/①
平成18年度	10,586	5,535	52.3%
平成19年度	9,919	5,315	53.6%

# 「成長力底上げ戦略」 | (平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム)

## 基本的な姿勢

### 1. 「働く人全体」の底上げを目指す

一 戦略は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会、中小企業)の向上を図り、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐ。

### 2. 「機会の最大化」により成長の底上げを図る

一 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、経済成長を高めていくことを目指す。

### 3. 「3本の矢」－「人材投資」を中心に

#### **【人材能力戦略】**

『職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人』への支援

#### **【就労支援戦略】**

『公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているが、その機会に恵まれない人』への支援

#### **【中小企業底上げ戦略】**

『生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等』への支援

# 「成長力底上げ戦略」Ⅱ

## 2. 就労支援戦略

### ◎ 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

- 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。このため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定し、実施する。

### (1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

#### ① 具体的目標の設定

- ・ 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行—5年後の目標を設定

#### ② 推進方策の計画的な実施

- ・ 福祉(就労支援)と雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

#### ＜主な施策＞

- 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開
- ハローワークを中心とした「チーム支援」
- 障害者雇用促進法制の整備
- 関係者の意識改革

### (2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- ① 「工賃倍増5か年計画」を全国で策定・推進
- ② 企業的な経営手法の活用
- ③ 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置